

今回の地区計画の変更は、建築基準法等の改正に伴う引用条項の修正や表記を統一するために行うものであり、地区計画の区域や建築物の制限等の内容は、現行と変更はありません。

変更する理由	変更する地区計画
①都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）により、新たな用途地域として「田園住居地域」が追加され、建築基準法別表第 2 中において「田園住居地域」が（ち）項へ追加されたことに伴い、条項ずれが生じるため地区計画を変更するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 夜臼地区 佐屋地区 緑ヶ浜工業地区 下府工業地区
②建築基準法の改正（平成 26 年法律第 54 号）により「身体障害者福祉ホーム」が「福祉ホーム」に字句修正されたため、地区計画を変更するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 夜臼地区 緑ヶ浜工業地区 下府工業地区
③建築基準法施行令の改正（平成 26 年政令第 232 号）により、引用条項のずれが生じているため、地区計画を変更するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 高松地区
④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正（平成 27 年法律第 45 号）により、「ダンスホール」の取扱が変更になったことに伴い、地区計画の表記を変更するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 夜臼地区
⑤「垣」や「柵」等、現行の建築基準法等の表記にあわせるために地区計画を変更するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 夜臼地区 佐屋地区 高松地区
⑥住居表示の実施により、区域の表記を修正するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 夜臼地区 高松地区

■主な変更箇所

変更箇所

	変更案	現行
夜臼地区	1 建築基準法別表第 2（ <u>る</u> ）項に該当するもの 8 老人ホーム、老人福祉センター、福祉ホーム又は児童厚生施設等	1 建築基準法別表第二（ <u>ぬ</u> ）項に該当するもの 8 老人ホーム、老人福祉センター、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> 又は児童厚生施設等
佐屋地区	4. 工場（ただし、建築基準法別表第 2（ <u>ぬ</u> ）項第 3 号に定めるものを除く。）	4. 工場（ただし、建築基準法別表第二の（ <u>り</u> ）項の第三号に定めるものを除く。）
緑ヶ浜工業地区	3. 老人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの	3. 老人ホーム、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの
	8. 建築基準法別表第 2（ <u>る</u> ）第 1 号に掲げる工場	8. 建築基準法別表第 2（ <u>ぬ</u> ）第一号に掲げる工場
下府工業地区	9. 建築基準法別表第 2（ <u>る</u> ）第 2 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第 130 条の 9 で定めるもの	9. 建築基準法別表第 2（ <u>ぬ</u> ）第二号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第 130 条の 9 で定めるもの
	3. 老人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの	3. 老人ホーム、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの
高松地区	8. 建築基準法別表第 2（ <u>る</u> ）第 1 号に掲げる工場	8. 建築基準法別表第 2（ <u>ぬ</u> ）第一号に掲げる工場
	9. 建築基準法別表第 2（ <u>る</u> ）第 2 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第 130 条の 9 で定めるもの	9. 建築基準法別表第 2（ <u>ぬ</u> ）第二号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第 130 条の 9 で定めるもの
	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m 以上としなければならない。 ただし、 <u>施行令第 135 条の 21 各号の一</u> に該当するものは除く。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m 以上としなければならない。 ただし、 <u>施行令第 135 条の 5 各号の一</u> に該当するものは除く。